

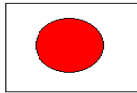
# 日ブルネイ経済連携協定署名 ～2007年6月18日～

## —目次—

● 日ブルネイEPA：概要	1
● 日ブルネイEPAの内容	
・ 市場アクセス（鉱工業品）	2
・ 市場アクセス（農林水産品）	3
・ 投資・サービス	4
・ エネルギー	5
・ 協力	6
・ その他	7

平成19年6月

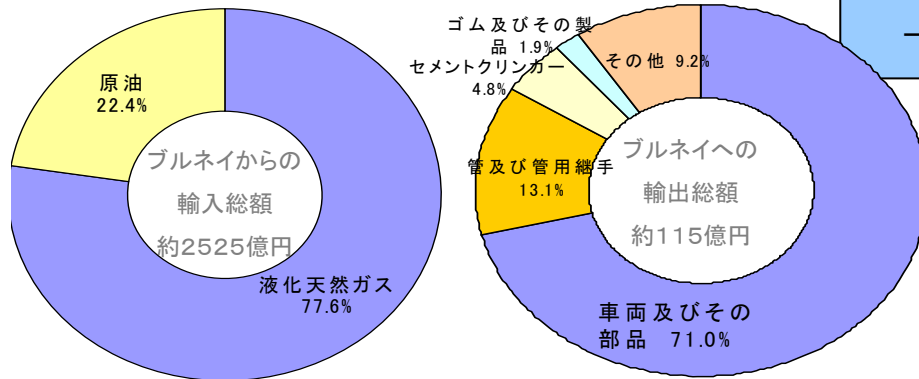
外務省経済局



# 日本・ブルネイ経済連携協定の概要



往復貿易額の約99.9%を10年以内に関税撤廃  
(統計出典:2005年財務省貿易統計)



## 締結の意義

- ASEAN全体との経済連携強化のための一つのステップ (ASEANの「オリジナル6」とは全て二国間EPAを署名・締結済み、又は交渉中)
- エネルギー資源 (天然ガス、石油) の安定供給に資する枠組み提供

## 多くの分野で包括的な連携を推進

### 税関手続

貿易の円滑化の観点から、税関手続の予見可能性、一貫性及び透明性並びに関税法の適切な適用及び通関の迅速化を確保するとともに、当局間の協力・情報交換を促進。

### 投資

内国民待遇、最恵国待遇、特定措置の履行要求の禁止を含め、投資の保護の強化とより自由な投資の枠組みを整備。

### サービス貿易

市場アクセス、内国民待遇、最恵国待遇、透明性等、サービス貿易促進のための規律と枠組みを整備し、WTOでの約束を超えたサービス貿易自由化を相互に約束。

### エネルギー

エネルギー分野において規制措置を取る際の既存の契約関係への十分な配慮及び相手国への通報・協議の実施、環境への配慮、協力、二国間の協議メカニズムを規定し、エネルギー分野において安定的で両国の利益となるような関係を維持・強化。

### ビジネス環境整備

知的財産の保護及び政府調達市場の自由化をビジネス環境整備の要素として位置づけ。協議の枠組みとして政府関係者及び必要に応じて関連民間部門の関係者が参加するビジネス環境整備小委員会を設置。

### 協力

二国間の経済連携の強化のため、以下の10分野について協力を実施。

- ①貿易投資促進
- ②中小企業
- ③農林水産業
- ④観光
- ⑤教育・人材養成
- ⑥情報通信技術
- ⑦科学技術
- ⑧環境
- ⑨知的財産
- ⑩陸上交通

ブルネイからの輸入額の99.99%が無税に (2005年の無税割合約99.9%)

ブルネイへの輸出額の99.94%が無税に (2005年の無税割合約32%) (2005年ブルネイ貿易統計)

### ● 日本側の市場アクセス改善

#### □ 鉱工業品

ほぼ全ての品目につき即時関税撤廃

#### □ 農林水産品

(関税撤廃を行う品目例)

- ・アスパラガス、マンゴー、ドリアン: 即時関税撤廃
- ・野菜ジュース、カレー調製品: 段階的関税撤廃
- ・林産品(合板等を除く): 即時又は段階的関税撤廃
- ・えび: 即時関税撤廃

### ● ブルネイ側の市場アクセス改善

#### □ 鉱工業品

- ・自動車(乗用車、バス、トラック等): 3年以内に関税撤廃(現行20%)
- ・自動車部品: ほぼ全ての品目につき3年以内に関税撤廃(現行20%)
- ・電気・電子製品、産業機械: ほぼ全ての品目につき5年以内に関税撤廃(現行5~20%)

#### □ 農林水産品

- ・ほぼ全ての農林水産品につき、即時又は段階的関税撤廃



## 市場アクセス(鉱工業品)

### (1)ブルネイ側による市場アクセス改善(例)

(イ)自動車： 協定発効後3年間で段階的関税撤廃

(ロ)自動車部品： 協定発効後3年間で段階的関税撤廃

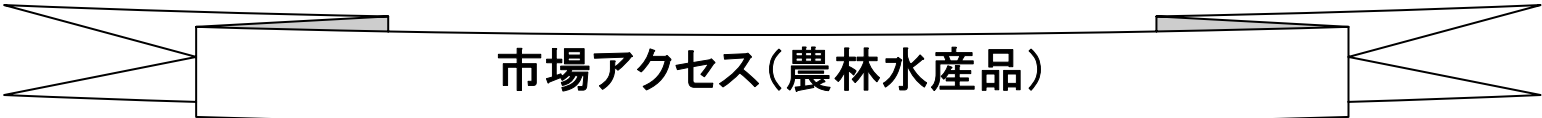
(ハ)電気・電子製品： 協定発効後5年間で段階的関税撤廃

(ニ)産業機械： 協定発効後5年間で段階的関税撤廃

### (2)日本側による市場アクセス改善(例)

(イ)化学製品： 協定発効後7年間で段階的関税撤廃

(ロ)軽質油： 協定発効後10年間で段階的関税撤廃



## 市場アクセス(農林水産品)

### (1)ブルネイ側による市場アクセス改善(例)

緑茶: 協定発効後3年間で段階的関税撤廃

### (2)日本側による市場アクセス改善(例)

(イ)アスパラガス、マンゴー、ドリアン、えび: 即時関税撤廃

(ロ)カレー調製品、パーティクルボード、繊維板: 協定発効後7年間で段階的関税撤廃

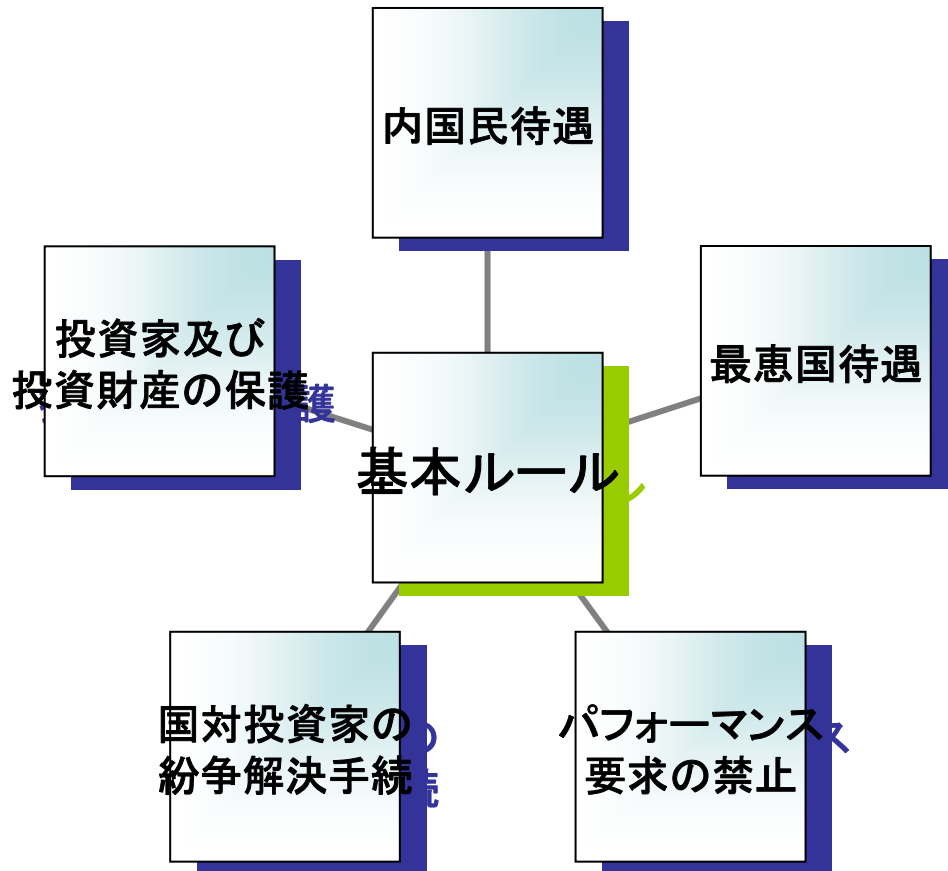
(ハ)プルーン果汁: 協定発効後10年間で段階的関税撤廃

(ニ)オレンジ、ぶどう果汁: 協定発効後15年間で段階的関税撤廃

# 投資・サービス

## 1. 投資

- ◆二国間の投資の拡大・円滑化・保護のための基本ルールに合意
- ◆留保表で特定された分野・事項以外は原則内国民待遇、最恵国待遇、パフォーマンス要求禁止の各義務の対象とすることで透明性と法的安定性を向上



## 2. サービス

サービス分野の透明性向上、及び更なる自由化に向けて引き続き取り組むことに合意

GATSを超えた自由化約束と  
例外の少ない最恵国待遇の確保

透明性向上の枠組みの構築

更なる自由化を目指した  
レビュー制度の構築

# エネルギー

天然ガス等のエネルギー資源の我が国への安定供給に貢献

エネルギー分野における  
安定的かつ互恵的な関係を強化

日ブルネイEPAエネルギー章における約束

規制措置導入時の  
「契約関係への十分な配慮」  
「締約国間の通報・協議」

締約国間の協議メカニズムとして  
エネルギー小委員会を設置

エネルギー分野における協力の実施

環境への配慮

# 協力

二国間の経済連携を強化するために以下の10分野につき協力を実施

貿易投資促進

情報通信技術

中小企業

科学技術

農林水産業

環境

観光

知的財産

教育・人材養成

陸上交通

## 協力に関する小委員会

- 構成: 両締約国政府の代表
- 必要に応じ関係団体の代表を招請



その他

## 税関手続

- 税関手続の改善による貿易円滑化を図るため、関税関係法令の公表による税関手続の透明性の向上、並びに国際標準への調和や情報通信技術の利用等による税関手続の簡素化及び調和等を規定。
- 関税法令の適正な適用及び関税法令違反の防止を図るため、知的財産権侵害物品を含む禁制品の輸出入の取締等における税関当局間の協力及び情報交換を推進することを規定。

## ビジネス環境整備

- 相手国企業のために自国のビジネス環境を整備し、またそのための二国間協力を促進する。
- 政府関係者及び必要に応じ民間関係者が参加するビジネス環境整備小委員会での協議を通じ、日ブルネイ各国の企業が日々の事業を行う上での問題に取り組み、必要に応じ両国に勧告を行う。
- 知的財産の保護及び政府調達市場の自由化をビジネス環境整備のための重要な要素として認識。